

二 銀行等が次に掲げる資金の貸付けを行う場合において、当該銀行等に対し当該貸付けに必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 中小企業者等又は中小企業者等の出資に係る出資外国法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け

ロ 我が国の法人等に対する前号に規定する資金の貸付け（同号に規定する政令で定める場合に限る。）

ハ 我が国の中の法人等、外国政府等又は出資外國法人等に対する前条第三号に規定する資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）

三 我が国の中の法人等が海外において我が国で生産された設備を販賣する事業を行う場合において、当該法人等に対し当該事業に必要な資金の貸付け（海外における社会資本の整備に関する事業に係るものに限る。）

四 我が国の中の法人等がその直接又は間接に出資する出資外国法人等に対して当該出資外国法人等が行う次に掲げる事業に必要な資金の供与を行う場合において、当該法人等に対して当該供与に必要な資金の貸付けを行うとき。

イ 我が国の中の法人等又は出資外国法人等による製品の生産に不可欠な原材料その他の物資の開発（製造を含む。）、輸送又は調達による事業

ハ 我が国の中の法人等又は出資外国法人等が生産する製品の加工若しくは組立て又は輸送若しくは販売に関する事業

五 國際金融秩序の混亂により我が国の中の法人等の海外における事業の遂行が著しく困難となつた場合において、これに対処するために会社の業務の特例が必要となつた旨を財務大臣が定めたとき。

前条第二号に掲げる業務（我が国にとって重要な資源の海外における開発及び取得の促進のために行うものを除く。）のうち、開発途上地域以外の地域における事業に係るものは、我が国の産業の国際競争力の維持又は向上に関する限り、認められる場合として政令で定める場合に限り、行うことができる。

8 前条第五号の規定による外国の政府、政府機関又は銀行に対する貸付けは、国際通貨基金等による経済支援資金の供与が確実と見込まれる場合であつて、次に掲げるときに限り、財務大臣の認可を受けて行うことができる。

一 國際通貨基金等（会社を除く。）による経済支援資金の全部又は一部が当該貸付けに係る資金の償還に充てられることにより、当該償還が確保されることとなつてゐる場合

二 当該貸付けについて確実な担保を徵する場合

前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、我が国の法人等以外の者の債務に係る債務の保証等（公社債等に係るものを除く。）は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 銀行等、外国金融機関等又は外国政府等が前条第一号から第四号までに規定する資金の貸付けを行ふ場合において当該貸付けに係る債務の保証等を行うとき（当該貸付けに係る貸付債権が財務大臣が定める者に譲渡された場合を含む。）。

二 前条第一号及び第三号に規定する債務の保証等に係る債務の保証等を行う場合

三 前条第三号に規定する資金に係る債務の保証等のうち、我が国の法人等又は出資外国法人等が海外において行う事業に係る金銭債権を銀行等又は外国金融機関等に譲渡し、その譲渡代金を当該事業に充てる場合において、当該金銭債権に係る債務の保証等を行うとき。

四 銀行等又は外国金融機関等が前条第三号に規定する資金の貸付けを外国通貨をもつて行う場合において、当該銀行等又は外国金融機関等が行う当該資金に係るソフト・ソルト取引（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五回）第二条第二十二項第五号に掲げる取引をいう。）に係る債務の保証等を行うとき。

前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち、債務の保証等（公社債等に係るものに限る。）及び公社債等の取得は、次に掲げる場合（同条第一号から第三号までに掲げる業務にあつては、第二号から第八号までに掲げる場合に限り、行うことができる。

一 外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等（償還期限が一年を超えるものに限る。次号及び第三号において同じ。）の一部を取得する場合

二 公社債等を取得し、当該公社債等を財務大臣が定める期間内に特定目的の会社等に譲渡する場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡する場合

三 特定目的の会社等又は信託会社等が貸付債権又は公社債等を担保として発行する公社債等を取得する場合

四 出資外国法人等、外国金融機関等、外国政府等又は国際通貨基金その他の国際機関が発行する公社債等に係る債務の保証等を行う場合

五 特定目的の会社等又は信託会社等が貸付債権、公社債等又は前項第三号に規定する金銭債権を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権（公社債等若しくは金銭債権又は特定目的の会社等若しくは信託会社等が発行する公社債等に係る債務の保証等（銀行等が発行する公社債等に係る債務の保証等を除く。））を行なうとき。

六 特定目的の会社等が貸付債権又は公社債等を担保として公社債等を発行する場合において、当該担保目的の貸付債権又は公社債等を特定目的の会社等が譲り受け、又は取得した（いれどもも償還期限が一年を超えるものに限る。次号において同じ。）を行なうとき。

七 法人等が海外における社会資本の整備に関する事業に必要な資金の調達のために発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権（いれどもも償還期限が一年を超えるものに限る。次号において同じ。）を取得する場合

八 新規企業者等又は我が国の中小企業者等が海外における事業に必要な資金の調達のため発行する社債若しくはこれに準ずる債券又は信託の受益権を取得する場合

九 前条第一号から第四号までに掲げる業務のうち次に掲げるものは、その貸付け又は譲り受けようとする貸付債権に係る貸付けが協調融資である場合に限るものとする。ただし、第一号に掲げる業務にあっては銀行等が会社とともに資金の貸付けをすることが著しく困難であり、かつ、会社による貸付けがその目的を達成するため特に緊要であると認められる場合又は第二項第一号若しくは第六項第二号に掲げる場合に該当する場合、第二号に掲げる業務にあっては償還期限が一年を超える出資外国法人等に対する

る貸付債権を財務大臣が定める期間内に、特定目的会社等に譲渡することを目的として譲り受ける場合又は信託会社等に対して特定信託をし、当該特定信託の受益権の全部若しくは一部を譲渡することを目的として譲り受ける場合は、この限りでない。

一 前条第一号から第三号までの規定による資金の貸付けで我が国の法人等に対するもの

二 前条第一号から第四号までの規定による貸付債権の譲受け

前条第七号に掲げる業務は、同条第一号から第六号までに掲げる業務の円滑かつ効果的な実施を図るために必要最小限の場合に限り、行うことができる。

(業務の方法)

第十三条 第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資は、次に掲げる場合に限り、行うことができる。

一 当該貸付けに係る資金の償還、当該譲受けに係る貸付債権の回収、当該取得に係る公社債等の償還、当該債務の保証等に係る債務の履行又は当該出資に係る事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合

二 当該貸付け(第十一条第二号及び第五号の規定による資金の貸付けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る)、当該譲受け(同条第二号の規定による貸付債権の譲受けを除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る)、当該譲受け(同号の規定による公社債等の取得を除き、海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等が発行する社債若しくはこれに準ずる債券若しくは信託の受益権の取得に限る)、当該債務の保証等(同号及び同条第四号の二の規定による債務の保証等を除き、海外における次に掲げる事業に係るものに限る)又は当該出資(海外における次に掲げる事業に係るもの又は新規企業者等に対するものに限る)に係る貸付金(貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。次項において同じ)、貸付債権の利回りその他の条件が、当該貸付けに係る貸付金、当該譲受

けに係る貸付債権その他の資産が回収不能となる危険性等を勘案した適正なものであると認められる場合(前号に掲げる場合を除く。)イ 社会資本の整備に関する事業ハ 革新的な情報通信技術を活用した事業その他の革新的な技術又は事業の実施の方式(商品の生産若しくは販売の方式又は役務の提供の方式をいう。)を活用した事業で、その活用により当該事業の高度化又は当該事業の利用者の利便の向上が図られるもの。

第十二条第一号から第六号までに掲げる業務に係る貸付金の利率、譲り受ける貸付債権の利率その他の条件は、第二十六条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における収入が通常の条件又は金融市場の動向を勘案して定めることとする。(特別業務指針)

第十三条の二 財務大臣は、会社が次に掲げる業務(以下「特別業務」という。)を行うに当たつて従うべき指針(次項及び次条第一項において「特別業務指針」という。)を定め、これを公表するものとする。

一 前条第一項、第二号に掲げる場合に行う第十一条第一号、第三号、第四号及び第六号に掲げる業務

二 前号に掲げる業務に係る第十二条第七号に掲げる業務

三 前二号に掲げる業務に係る第十二条第八号に掲げる業務

四 前三号に掲げる業務(第二号に掲げる業務を除く。)に係る第十二条第九号に掲げる業務

五 特別業務指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特別業務に係る資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等又は出資を行うに当たつて従うべき基準

二 特別業務に関する財務の適正な管理に関する事項

三 特別業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完に関する事項

四 特別業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制に関する事項

五 財務大臣に対する特別業務の実施状況の報告に関する事項

六 その他特別業務の適確な実施を確保するため必要な事項
(特別業務基本方針)

第十三条の三 会社は、財務省令で定める特別業務の実施に関する事項について、特別業務指針に即して、特別業務に関する基本方針(次項において「特別業務基本方針」という。)を定め、財務大臣の認可を受けなければならない。これ

第十四条 会社は、その業務の一部を財務省令で定める金融機関その他の法人(以下「受託法人」という。)に限り、委託することができる。

2 受託法人は、他の法律の規定にかかわらず、会社が前項の規定により委託した業務を受託することができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた受託法人の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

4 第四章 財務及び会計

(事業年度)
第十五条 会社の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わるものとする。
(予算)

第十六条 会社は、毎事業年度、収入及び支出の予算を作成し、これを財務大臣に提出しなければならない。

2 前項の収入は、貸付金の利息(利息と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。)、公社債等の利子、出資に対する配当金、債務保証料その他の資産の運用に係る収入及び附属雑収入とし、同項の支出は、事務取扱費、業務委託費、借入金(借入金と同様の費用とする。)

3 財務大臣は、第一項の規定により予算の提出を受けたときは、これを検討して必要な調整を行ひ、閣議の決定を経なければならない。

4 内閣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、その予算を国の予算とともに国会に提出しなければならない。

5 予算の形式及び内容並びにその作成及び提出の手続については、財務大臣が定める。

第十七条 前条の予算には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 当該事業年度の事業計画及び資金計画に関する書類

二 前々年度の損益計算書、貸借対照表及び財産目録

三 前年度及び当該事業年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表

四 その他当該予算の参考となる書類
(予備費)

第五十八条 会社は、予見し難い予算の不足に充てるため、会社の予算に予備費を計上することができる。

6 予算の議決

第十九条 会社の予算の国会の議決に関しては、国(予算の通知)

第二十条 内閣は、会社の予算が国会の議決を経たときは、国会の議決したところに従い、財務大臣を経由して、直ちにその旨を会社に通知するものとする。

2 会社は、前項の規定による通知を受けた後でなければ、予算を執行することができない。

3 財務大臣は、第一項の規定による通知があつたときは、その旨を会計検査院に通知しなければならない。
(補正予算)

第二十一条 会社は、予算の作成後に生じた事由に基づき予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算を作成し、これに補正予算の作成により変更した第十七条第一号、第三号及び第四号に掲げる書類(前年度の予定損益計算書及び予定貸借対照表を除く。)を添付して、財務大臣に提出することができる。ただし、予算の追加に係る補正予算は、予算の作成後に生じた事由に基づき特に緊要となつた場合に限り、作成することができる。

2 第十六条(第一項を除く。)及び前二条の規定は、前項の規定による補正予算について準用する。この場合において、この項において準用する第十六条第四項の規定により国会に提出する補正予算には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

第二十二条 会社は、必要に応じて、一事業年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これに当該期間の事業計画及び資金計画その他の当該暫定予算の参考となる事項に関する書類を添付して、財務大臣に提出することができる。

2 第十六条(第一項を除く。)、第十九条及び第二十条の規定は、前項の規定による暫定予算について準用する。この場合において、この項において準用する第十六条第四項の規定により国会に提出する暫定予算には、前項に規定する書類を添付しなければならない。

第二十三条 会社は、支出し予算については、当該予算に定める目的のほかに使用してはならない。
(予算の目的外使用の禁止)

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。
(予備費の使用)

第二十四条 会社は、予算で指定する経費の金額については、財務大臣の承認を受けなければ、流用することができない。

2 財務大臣は、前項の承認をしたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。
(財務諸表の提出)

第二十五条 会社は、予備費を使用するときは、直ちにその旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 貢務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちにその旨を会計検査院に通知しなければならない。

2 会社は、毎事業年度、財産目録を作成しなければならない。

2 会社は、毎事業年度終了後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書、財産目録(以下「貸借対照表等」という。)及び事業報告書(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。以下同じ。)を含む。)を財務大臣に提出しなければならない。

(区分経理)
第二十六条の二 会社は、次に掲げる業務³ごとに
経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理しな
ければならない。
一 特別業務以外の業務 (第三十三条において
「一般業務」という。)
二 特別業務
(区分経理に係る会社法の適用等)

第二十六条の三 会社法第二百九十五条、三百
三十七条、第三百七十四条、三百九十六条、
第四百三十一条から第四百四十三条まで、第四
百四十六条及び第四百四十七条の規定は、前条
の規定により会社が区分して行う経理について
準用する。この場合において 同法第四百四十
六条中「株式会社の」とあるのは「株式会社国
際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)
第二十六条の二の規定により設けられた勘定に
属する」と、一の合計額から第五号から第七号
までに掲げる額⁴とあるのは「であつて当該剩
余金の属する勘定に計上されるもの」と、
同法第四百四十七条第一項及び第二項中「資本
金」とあるのは「株式会社国際協力銀行法第二
十六条の二の規定により設けられた勘定に属す
る資本金」と、同条第一項第二号中「を準備
金」とあるのは「を同条の規定により設けられ
た勘定に属する準備金」と、「及び準備金」と
あるのは「及び当該準備金」と、同条第三項中
「に資本金」とあるのは「に株式会社国際協力
銀行法第二十六条の二の規定により設けられた
勘定に属する資本金」と、「の資本金」とある
のは「の同条の規定により設けられた勘定に属
する資本金」と読み替えるものとするほか、必
要な技術的読替えは、政令で定める。

2 会社法第四百四十八条、第四百四十九条並び
に第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に
限る)及び第二項(第五号に係る部分に限る)
の規定は、第三十一条第一項の規定による準
備金の積立て及び同条第二項の規定による準
備金の取崩しを行う場合を除き、前条の規定に
より会社が区分して行う経理について準用す
る。この場合において 同法第四百四十八条第
一項及び第二項中「準備金」とあるのは「株式
会社国際協力銀行法第二十六条の二の規定によ
り設けられた勘定に属する準備金」と、同条第
一項第二号中「を資本金」とあるのは「を同条第

の規定により設けられた勘定に属する資本金」と
、「及び資本金」とあるのは「及び当該資本
金」と、同条第三項中「に準備金」とあるのは
「に株式会社国際協力銀行法第二十六条の二の
規定により設けられた勘定に属する準備金」
と、「の準備金」とあるのは「の同条の規定に
より設けられた勘定に属する準備金」と読み替
えるものとするほか、必要な技術的読替えは、
区分経理に係る会社法の適用等)

月三十日までに、会計検査院に送付しなければ
ならない。

(決算報告書の国会への提出)

第二十九条 内閣は、会計検査院の検査を経た会
社の決算報告書に第二十七条第一項の貸借対照
表等を添付して、国の歳入歳出決算とともに国
会に提出しなければならない。

(予算の繰越し)

会社の毎事業年度の支出予算は、翌年
度において使用することができない。ただし、
年度内に会社の支払の原因となる契約その他の
行為をし、避け難い事故のため年度内に支払を
終わらなかつた支出金に係る支出予算是、翌年
度に繰り越して使用することができる。

政令で定める。

3 会社が前条の規定により設けられた勘定に属
する資本金の額を増加し、又は減少したときの
会社の資本金の額は当該増加し、又は減少した
後の会社の全ての勘定に属する資本金の額の合
計額とし、会社が同条の規定により設けられた
勘定に属する準備金の額を増加し、又は減少し
たときの会社の準備金の額は当該増加し、又は
減少した後の会社の全ての勘定に属する準備金
の額の合計額とする。この場合において、会社
法第四百四十七条から第四百四十九条まで並び
に第八百二十八条第一項(第五号に係る部分に限
る)及び第二項(第五号に係る部分に限る)
の規定は、適用しない。

(決算報告書の作成及び提出)

第二十七条 会社は、第二十六条第二項の規定に
よる貸借対照表等の提出をした後、毎事業年度
の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事
項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)
を作成し、当該決算報告書に関する監査役、監
査等委員会又は監査委員会の意見を付し、当該
提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表
等を添付して、内閣に送付しなければならない。
2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の
提出を受けたときは、これに同項の貸借対照表
等を添付して、内閣に送付しなければならな
い。

4 決算報告書の形式及び内容については、財務
大臣が定める。

第二十八条 内閣は、前条第二項の規定により会
社の決算報告書の送付を受けたときは、同条第
一項の貸借対照表等を添付して、翌年度の十一
月三十日までに、会計検査院への送付

(政府の貸付け)
第三十二条 政府は、会社に対して資金の貸付け
をすることができる。

(借入金及び社債)

会社がその業務を行うために必要な
資金の財源に充てるために行う資金の借入れ
(借入金)と同様の経済的性質を有するものとし
て財務省令で定めるものを含む。以下の条、
第三十五条第一項及び第四十六条第五号にお
いて同じ。)は、銀行その他金融機関から行う
短期借入金(短期借入金と同様の経済的性質を
有するものとして財務省令で定めるものを含
む。次項及び第六項において同じ)若しくは
外国通貨長期借入金(外国通貨による借入金で
あつて、弁済期限が一年を超えるものをいう。
以下この条及び第三十五条第一項において同
じ。)の借入又は前条の規定による政府の資
金の貸付けに係る借入に限るものとする。

前項に規定する短期借入金(外国通貨による
ものを除く。)については、借入れをした事業
年度内に償還しなければならない。ただし、資
金の不足のため償還することができないとき
は、その償還することができない金額に限り、
前項ただし書の規定により借換えを行つた
財務大臣の認可を受けて、これについて借換え
(借換えと同様の経済的性質を有するものとし
て財務省令で定めるものを含む。次項及び第七
項において同じ。)を行うことができる。

3 前項ただし書の規定により借換えを行つた
入金は、一年以内に償還しなければならない。
4 会社は、毎事業年度、政令で定めるところに
より、その業務を行うために必要な資金の財源
に充てるために行う社債の発行及び外国通貨長
期借入金の借入れに係る基本方針を作成し、財
務大臣の認可を受けなければならない。これを
変更しようとするときも、同様とする。

5 会社は、前項に規定する社債を発行し、又は
外國通貨長期借入金の借入れをしたときは、政
令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を
財務大臣に届け出なければならない。ただし、當該
会社が、社債券を失つた者に交付するためには
社債券の発行により新たに債務を負担すること
となる場合は、この限りでない。

6 第一項に規定する借入れのうち一般業務を行
うために必要な資金の財源に充てるために借入
を行ふ短期借入金、外國通貨長期借入金及び
政府の資金の貸付けに係る借入金の現在額並び

に第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、会社の一般業務に係る勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額（以下この条において「一般業務に係る基準額」という。）の十倍に相当する額（以下この条において「一般業務に係る限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

前項の規定にかかわらず、第四項に規定する社債のうち一般業務を行うために必要な資金の財源に充てるために発行する社債について、その発行済みのものの借換えのため必要があるときは、当該借換えを行うために必要な期間内に限り、一般業務に係る限度額を超えて社債を發行することができる。

一般業務のうち、第十一条第一号から第六号までの規定による資金の貸付けの現在額、譲受けに係る債権及び公社債等の取得の現在額、債務の保証等に係る債務の現在額並びに出資の現在額の合計額は、一般業務に係る基準額及び一般業務に係る限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

前項の規定は、特別業務について準用する。この場合において、第六項及び前項中「一般業務に係る基準額」とあるのは「特別業務に係る基準額」と、前三項中「一般業務に係る限度額」とあるのは「特別業務に係る限度額」とある。「から第六号まで」とあるのは「第三号、第四号及び第六号」と読み替えるものとする。

会社がこの条の規定により資金の借入れ又は社債の発行をして調達した資金は、第二十六条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。（一般担保）

会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受けられる権利を有する。

前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

（政府保証）

第三十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、予算をも

つて定める金額の範囲内において、会社の社債に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）。次項及び附則第十六条第一項において「外資受入法」という。）第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）又は外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

政府は、第一項の規定によるほか、会社が社債券又はその利札を失った者に交付するために政令で定めるところにより発行する社債券又は利札に係る債務について、保証契約をすることができる。

前項の規定をもって定める金額のうち、外国を発行地とする本邦通貨をもって表示する社債に係る債務についての金額は、外資受入法第二条第二項に規定する予算をもって定める金額と区別して定めることが困難であるときは、当該金額と合算して定めることができる。

前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（権限の委任）

第四十条 財務大臣は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定による立入検査の権限の一部を内閣総理大臣に委任することができる。

内閣総理大臣は、前項の規定により立入検査をしたときは、速やかに、その結果について財務大臣に報告するものとする。

内閣総理大臣は、第一項の規定により委任された権限及び前項の規定による権限を金融庁長官に委任する。

金融庁長官は、政令で定めるところにより、前条第一項の規定により委任された権限の全部又は一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

（金融商品取引法の適用除外等）

第四十三条 会社が、第十二条の規定により、金融商品取引法第一条第八項各号に掲げる行為を行なう場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

会社が、第十二条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十七条第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定

事項があると認めるときその他この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、その業務に関する監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）

第三十九条 財務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社若しくは受託法人に對して報告をさせ、又はその職員に、会社若しくは受託法人的事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ。ただし、受託法人に対し、は、その委託を受けた業務の範囲内に限るには、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の譲渡及び譲受け並びに解散）

第四十二条 会社を当事者とする合併、会社分割、株式交換、株式交付、事業の全部又は一部の譲渡及び譲受け並びに会社の解散については、会社法第二編第七章及び第八章並びに第五編第二章、第三章、第四章第一節及び第四章の二の規定にかかわらず、別に法律で定める。

（金融商品取引法の適用除外等）

第四十三条 会社が、第十二条の規定により、金融商品取引法第一条第八項各号に掲げる行為を行なう場合には、同法第二十九条の規定は、適用しない。

前項に規定する場合（次項又は第五項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款及び第二節（第三十五条、第三十五条の二、第三十六条の二から第三十六条の四まで、第三十七条第一項第二号、第三十七条の三第一項第二号、第三十七条の七、第三十八条第七号、第四十条の三の三及び第四十条の三の四を除く。）の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

会社が、第十二条の規定により、金融商品取引法第六十三条第一項各号に掲げる行為を行う場合には、同条第二項の規定は、適用しない。

前項に規定する場合（次項に規定する場合を除く。）においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十七条第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定

並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

5 会社が、第十一条の規定により、金融商品取引法第六十三条の人第一項各号に掲げる行為を行ふ場合には、同法第六十三条の九第一項の規定は、適用しない。

6 前項に規定する場合においては、会社を金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者とみなして、同法第三章第一節第五款、第三十五条の三、第三十七条（第一項第二号を除く。）、第三十七条の三（第一項第二号を除く。）、第三十七条の四、第三十八条（第一号、第二号及び第九号に係る部分に限る。）、第三十九条（第四項及び第六項を除く。）、第四十条、第四十条の三、第四十条の三の二、第四十二条、第四十二条の二、第四十二条の四、第四十二条の七及び第四十五条の規定並びにこれらの規定に係る同法第八章及び第八章の二の規定を適用する。

第六章 罰則

第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十五条 第三十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、執行役、会計参与、監査役若しくは職員又は受託法人の役員若しくは職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により財務大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 この法律の規定により財務大臣に届出をしなければならない場合において、その届出をしなかつたとき。

三 第十一条に規定する業務以外の業務を行い、又は第十二条の規定で第十二条に規定する業務を行つたとき。

四 第十三条の二第二項又は第三十八条第二項の規定による財務大臣の命令に違反したとき。

五 第三十三条第六項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資金

の借入れ若しくは社債の発行をし、又は同条

第八項（同条第九項において準用する場合を含む。）の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、公社債等の取得、債務の保証等若しくは出資をしたとき。

六 第三十六条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

第四十七条 第五条第一項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、第五条第一項及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

（設立委員）

第二条 財務大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関する発起人の職務を行わせる。

（定款）

第三条 設立委員は、定款を作成して、財務大臣の認可を受けなければならない。

2 財務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

（会社の設立に際して発行する株式）

第四条 会社の設立に際して発行する株式に関する次に掲げる事項及び会社が発行することができる株式の総数は、定款で定めなければならない。

（会社の設立に際して発行する株式に関する特別措置法）

第五条 第三号に掲げる事項は、附則第四十七条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「新駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二に定める経理の区分に従い、同条各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。

一 株式の数（会社を種類株式発行会社として設立しようとする場合にあっては、その種類及び種類ごとの数）

二 株式の払込金額（株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。）

三 資本金及び資本準備金の額に関する事項

（株式の引受け）

第五条 会社の設立に際して発行する株式の総数

は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が引き受けるものとし、設立委員は、これを公庫に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受け人としての権利は、政府が行使する。

第六条 公庫は、会社の設立に際し、会社に対する財産のうち、附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「旧公庫法」という。）附則第三十七条第二項の規定により読み替えて適用する旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務及び附則第四十七条の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。）第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務（以下「旧国際協力銀行業務等」と総称する。）に係るもの（附則第十二条第六項の規定により国が承継する資産を除く。）を出資するものとする。

（公庫の権利及び義務の承継等）

3 公庫は、第一項の規定により会社が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際に、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金の額の合計額により資本金を、旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に属する準備金の額と旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定に属する準備金の額の合計額により準備金を、それぞれ減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七条から第四百四十九条までの規定は、適用しない。

5 第三項の規定による資本金の額の減少による変更の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第七十条の規定は、適用しない。

6 会社の成立の際現に公庫が有する権利（旧国際協力銀行業務等に係るものに限る。）のうち、会社が将来にわたり業務を円滑に遂行する上で必要がないと認められる資産は、会社の成立の時ににおいて国が承継する。

7 前項の規定により国が承継する資産の範囲その他当該資産の国への承継に関し必要な事項は、政令で定める。

8 公庫の平成二十三年四月一日に始まる事業年度に係る旧公庫法第四十七条の規定による剩余额の処分及び国庫への納付（旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定及び旧駐留軍再編特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編金融勘定に係るものに限る。）については、

（承継される財産の価額）

第十三条 会社が公庫から承継する資産及び負債（次項において「承継財産」という。）の価額は、評価委員が評価した価額とする。

（権利及び義務の承継等）

第十二条 会社の成立の時において現に公庫が有する権利及び義務のうち、旧国際協力銀行業務等に係るものは、第六項の規定により国が承継する事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、その時において会社が承継する。

（出資）

前項の承継計画書は、公庫が、政令で定める基準に従つて作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。

則を含む。」を「第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)、同法第二百九条の次に二条を加える改正規定、同法第八章の次に一章を加える改正規定並びに同法第二百十条第一項の改正規定並びに第二条(金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第三条の改正規定に限る。)、第三条(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第二条第四項の改正規定(第三十八条の下に「第七号を除く。」)を加える部分に限る。)及び同法第二条の二の改正規定を除く。)、第四条(農業協同組合法第十二条の二の四、第十二条の十の三及び第九十二条の五の改正規定を除く。)、第五条(消費生活協同組合法第九条の七の五第二項の改正規定を除く。)、第六条(水産業協同組合法第十二条の九、第十五条の七及び第一百二十二条の五の改正規定を除く。)、第七条(中小企業等協同組合法第十二条の三第二項の改正規定を除く。)、第八条(協同組合による金融事業に関する法律第六条の五の二の改正規定を除く。)、第九条(投資信託及び投資法人に関する法律第百九十七条及び第二百二十三条の三第一項の改正規定を除く。)、第十条(信用金庫法第八十九条の二の改正規定を除く。)、第十一条(長期信用銀行法第十七条の二の改正規定を除く。)、第十二条(労働金庫法第九十四条の二の改正規定を除く。)、第十三条(銀行法第十三条の四、第五十二条の二の五及び第五十五条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十四条、第十五条(保険業法第三百条の二の改正規定を除く。)、第十六条(農林中央金庫法第五十九条の三、第五十九条の七及び第五十五条の四十五の二の改正規定を除く。)、第十七条(信託業法第二十四条の二及び附則第二十条の二の改正規定を除く。)及び第十八条(株式会社商工組合中央金庫法第六十五条)附則第二十条の改正規定を除く。)、第十四条(株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号)第六十三条第二項の改正規定(規定(「規定並びに罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の二の規定」に改める部分に限る。)に限る。)及び第十五条(株式会社国際協力銀行法(平成二十三年法律第三十九号)第四十三条

(罰則の適用に関する経過措置)
第二項の改正規定(規定(一)を「規定並びに」、「罰則を含む。」)を「同法第八章及び第八章の一の規定」に改める部分に限る。及び同条第四項の改正規定に限る。)の規定
公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
(罰則の適用に関する経過措置)
第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十八条 附則第二条から第六条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
附 則 (平成二十八年五月一八日法律第四号抄)
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四条に一項を加える改正規定、第十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第二十六条の次に二条を加える改正規定、第二十七条第一項及び第三十一条の改正規定、第三十三条第六項の改正規定(「短期借入金」の下に「、外国通貨長期借入金」を加える部分を除く。)、同条第七項及び第八項の改正規定、同条に二項を加える改正規定並びに第四十六条の改正規定並びに附則第五条(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号)第二十二条第一項の表第三十三条第一項の項の改正規定を除く。)及び第八条の規定は、平成二十九年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
(貸付金及び利率の定義に関する経過措置)
第二条 この法律の施行の日(附則第四条第一項において「施行日」という。)から前条の規定に規定する規定の施行の日(次条第一項において「一部施行日」という。)までの間ににおけるこの法律(前条ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の株式会社国際協力銀

行法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「貸付金」とあるのは「貸付金（貸付金と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。第十六条第二項において同じ。）」と、「利率」とあるのは「利率（利率と同様の経済的性質を有するものとして財務省令で定めるものを含む。）」とする。
（株式会社国際協力銀行の資産等の帰属する勘定）
第三条 株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）は、一部施行日に、一部施行日における会社の資産及び負債並びに資本金、準備金及び剰余金を、これらの帰属に関し必要な事項を定めた計画書において定めるところに従い、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の株式会社国際協力銀行法（第三項において「新法」という。）第二十六条の二各号に掲げる業務に係る勘定ごとに整理しなければならない。
前項の計画書は、会社が、政令で定める基準に従つて作成し、財務大臣の認可を受けたものでなければならない。
会社は、第一項の規定により整理した場合には、特別業務（新法第十三条の二第一項に規定する特別業務をいう。以下この項及び附則第八条において同じ。）に係る勘定に属する準備金から当該準備金に相当する額を減少し、当該減少する準備金の額により特別業務に係る勘定に属する資本金の額を増加するものとする。この場合において、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十八条及び第四百四十九条の規定は、適用しない。
（株式会社日本政策金融公庫の株式の無償譲渡）
第四条 株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第十二条第一項の規定により同法附則第十八条第一項の規定による解散前の国際協力銀行から政府に無償譲渡された株式会社日本政策金融公庫（以下この条において「公庫」という。）の株式及び政府が株式会社国際協力銀行法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（以下の項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資（同条第三項の規定により当該出資により増加する資本金又は準備金が旧公庫法第四十一条第六号に掲げる業務に係る勘定に整理されたものに限る。）によって取得した公庫の株式は、施行日に、公庫に無償譲渡されるものとする。

2 公庫は、前項の規定により公庫の株式を譲渡されたときは、直ちに、当該株式を消却しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第二条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(特別業務の在り方の検討)

第八条 政府は、附則第一条ただし書に規定する改正規定の施行後適当な時期において、一般の金融機関が行う金融及び民間の投資の状況、会社による特別業務の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、会社による特別業務の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十九年五月二十四日法律第三
七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条、第二十四条及び第二十六条の規定は、公布の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第二十六条 附則第一条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和元年一二月一日法律第七
一号) 抄

この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九条中社債、株式等の振替に関する法律第二百六十九条の改正規定(「第六十一条第二項」を「第八十六条第一項」に改める部分に限る。)、第二十二条中民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第五十六条第二項及び附則第四条の改正規定、第四十一条中

保険業法附則第一条の二の十四第一項の改正規定、第四十七條中保険業法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項の改正規定、第五十一條中株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法第二十七條の改正規定、第七十八条及び第七十九条の規定、第八十九条中農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律附則第二十六条第一項の改正規定並びに第一百二十四条及び第一百二十五条の規定（公布の日）

附 則（令和三年五月二六日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

第四十二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第四十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（施行期日）

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定（公布の日）

附 則（令和五年四月一四日法律第一一号）

（施行期日）

1 この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第十一条第四号の改正規定（「以下同じ」と「以下同じ」を加える部分に限る。）の次に一号を加える改正規定及び第十三条第一項第二号の改正規定（債務の保証等（同号）の下に「及び同条第四号の二」を加える部分に限る。）並びに次項の規定は、公布の日の翌日から施行する。（経過措置）

2 この法律（前項ただし書に規定する改正規定にあっては、当該改正規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(施行期日) 第二条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八条の規定 公布の日

二 附則第六十九条 第一条中金融商品取引法第五条第二項から第六項まで、第二十二条の二第一項、第二十三条の三及び第二十四条第二項の改正規定、同法第二十四条の四の七及び第二十四条の八を削る改正規定並びに同法第二十四条の五第一項から第三項まで及び第十三項、第二十五条第一項から第四項まで及び第六項、第二十七条、第二十七条の三十の二、第二十七条の三十の六第一項、第二十七条の三十の十、第二十七条の三十二第一項、第二十七条の三十四、第五十七条の二第二項及び第五项、第一百六十六条第四項及び第五項、第一百七十二条の三第一項及び第二項、第一百七十二条の四第二項、第一百七十二条の十二第一項、第一百七八条第十項及び第十一項、第一百八十五条の七第四項から第七項まで、第十四項、第一百五十五項及び第三十一項、第一百九十七条の二第二号、第六号及び第七号、第二百条第一号、第五号及び第六号並びに第二百九条第三号から第五号までの改正規定並びに次条から附則第四条まで及び第六十七条の規定 令和六年四月一日

(罰則に関する経過措置)

第六十七条 この法律(附則第一条第三号及び第四号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

（うるさい）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。